

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号による随意契約の予定の公表

平成22年度 市単 市道西灘山手線道路維持管理委託業務について、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に基づき、随意契約により契約を締結する予定であるので、室戸市契約規則第31条の3第1項の規定により次のとおり公表する。

平成22年10月25日

室戸市長 小松 幹侍

(1) 物品又は役務の名称及び数量	平成22年度 市単 市道西灘山手線道路維持管理委託業務 市道敷地内の除草 施工延長 L=162.5m
(2) 契約者の決定方法及び選定基準	見積金額が予定価格を下回ったとき。 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第41条に規定するシルバー人材センター連合若しくは、シルバー人材センターであること。
(3) 見積書の提出場所及び提出期限	室戸市役所 建設課 平成22年10月27日 午後5時
(4) 契約に関する事務を担当する 部署の名称及び所在地	室戸市役所 建設課 室戸市浮津25番地1